

令和2年度 第2回 忠岡町文化会館運営委員会

日時：令和3年2月12日（金）午後1時30分～

場所：忠岡町役場3階 研修室1,2

次 第

1. 開 会

2. 委 員 長 挨 拶

3. 議 題

持続可能な総合施設としての運営方針について
（「働く婦人の家」の在り方について）

4. そ の 他

5. 閉 会

持続可能な総合施設としての運営方針について
 (今後の「働く婦人の家」の在り方について)

「忠岡町働く婦人の家」「忠岡町公民館」の条例・規則抜粋

	働く婦人の家	公民館
目的	< 忠岡町働く婦人の家条例第 1 条 > 本町は勤労婦人、勤労者家庭の主婦等の福祉の増進、日常生活の向上を図るため	< 忠岡町公民館条例第 1 条 > 社会教育法第 20 条 (※1) の目的を達成するため
業務内容	< 忠岡町働く婦人の家条例第 3 条 > ①職業生活、家庭生活及び一般教養に関する相談、指導、講習等を行うこと。 ②休養、レクリエーション等のために場所を提供し、指導及び助言を与えること。 ③その他、目的を達成するため、町長が必要と認める事業 ④前各号の他、事業の実施に支障のない限りにおいて、働く婦人の家を一般の使用に供すること。	< 社会教育法第 22 条 > ①定期講座の開催 ②討論会講習会実習会等の開催 ③図書・資料等を備え利用を図る ④体育レクリエーション等に関する集会の開催 ⑤各種団体、機関等の連絡を図る ⑥住民の集会その他公共的利用に供する
使用料の減免	< 忠岡町働く婦人の家施行規則第 7 条 > ①勤労婦人及び勤労者家庭の主婦(隣接市の者を含む)が使用するとき。 ②社会教育法第 10 条 (※2) に規定する社会教育関係団体が使用するとき。 ③本町が使用するとき。 ④その他町長が減免することを適当と認めたとき。	< 忠岡町公民館条例施行規則第 6 条 > ①社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行うために使用するとき。 ②本町が使用するとき。 ③町内の各官公署、学校並びに社会福祉法に規定する事業を行う団体が使用するとき。 ④その他教育委員会が減免することを適当と認めたとき。
部屋割	< 忠岡町働く婦人の家条例 別表 > 料理室・講習室・軽運動室	< 忠岡町公民館条例 別表 > 会議室・茶室

(※1) 社会教育法第 20 条

公民館は市町村の住民の為に、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。

(※2) 社会教育法第10条

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

前回（第1回目）運営委員会の要点

1) 「働く婦人の家」について

・「働く婦人の家」は“勤労婦人、勤労者家庭の主婦等の福祉の増進及び日常生活の向上を図ることを目的としている（忠岡町働く婦人の家条例第1条）

- ① 「働く婦人の家」の名称・施設を残しているのは府内では本町のみである。
⇒「男女共同参画センター」等へ移行
- ② 現行の「忠岡町働く婦人の家」の条例では利用の対象を「勤労婦人、勤労者家庭の主婦等」としており男性の利用は推奨されていない。
⇒条例に沿った運用が困難になっている現状であり、特に減免（利用料）については、女性に特化した制度である。
- ③ 男女共同参画が当然の時代であり、男女の性差無く行政も動いている中、開館当初からの条例であることから、時代にそぐわなくなっている。



性差に関わらず誰もが平等に利用できる条例改正が必要となっている。

2) 「働く婦人の家」と「公民館」の一本化について

・一本化によって整理すべき施策等について

- ① 一般財団法人女性労働協会の「働く婦人の家補償保険」には加入できなくなる（任意加入）
⇒公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入することは可能 <参考資料①>
- ② 「人権広報課」と「働く婦人の家」の共催事業について
 1. 「女性の悩み電話相談事業」（毎月第3水曜日）
 2. 「男女共同参画事業」（年3回程度） <参考資料②>

・一本化することによるメリット

- ① 性差の制限なく住民の皆さんが同一の考え方（条例・規則等）のもと利用が可能となる。

- ② 減免、免除基準が統制される。
- ③ 申請書類等、統一されるため分かり易い。
- ④ 別建てされていた予算がひとつになり簡素化される。
(R2年度当初予算 公民館¥1,146,000- 働く婦人の家¥618,000-)
- ⑤ 同じ組織下での取り扱いとなるため、今後の新たな事業展開などを企画し易い